

平成29年6月  
堺市

## 雇用保険の適用拡大に伴う技術者等の雇用確認について

65歳以上の労働者については、平成29年1月1日までは雇用保険に新規加入することはできませんでしたが、当該日以降は適用要件に該当した場合、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりました。

現在、入札参加資格の事後審査において、法人並びに個人事業所のうち健康保険法における強制適用事業所及び任意適用事業所の技術者等の雇用確認については、後期高齢者（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた後期高齢者医療被保険者）の従業員の場合、「後期高齢者医療被保険者証の写し及び当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票の写し」にて行っていますが、今回の適用拡大に伴い、**平成29年7月以降**に発注する案件については、「**当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し**」にて行うこととしますので、ご注意ください。

### 【参考】

雇用保険の適用拡大等について、詳しくは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>)